

甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

「こども未来戦略」（令和 5 年 1 2 月 2 2 日閣議決定）における保育所等の職員配置基準（最低基準）の改善を受け、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の一部が改正されたことから、上位法令と整合性を図るため、甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

（１） 小規模保育事業所（Ａ、Ｂ型）及び事業所内保育事業所（保育所型、小規模型）における職員の配置基準について、３歳児は「児童 2 0 人に対し保育士 1 人」から「児童 1 5 人に対し保育士 1 人」に、４歳以上児は「児童 3 0 人に対し保育士 1 人」から「児童 2 5 人に対し保育士 1 人」に改めることとします。

【第 3 0 条、第 3 2 条、第 4 5 条及び第 4 8 条関係】

（２） この条例は、公布の日から施行します。ただし、保育人材の確保が困難な状況に鑑み、当分の間、改正前の配置基準によることも可能とする経過措置を設けることとします。

【付則関係】

3 その他

（１） 全国一律の制度に関する法令改正に伴う所要事項の改正です。

（２） 保育所、認定こども園についても国の基準改正を踏まえ、県において同様な改正規定で施行済み（経過措置有）です。